

# お知らせ INFORMATION

## (特別)児童扶養手当のお知らせ

●児童扶養手当とは  
ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進を目的に支給される手当です。

### ◆受給資格

- ① 次の子に該当する児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父、または父母に代わつてその児童を養育する人に支給。
- ② ①父母が婚姻を解消した児童
- ③ ②父または母が亡くなった児童
- ④ 父または母が一定程度の障がいがある状態にある児童

④母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

### ◎特別児童扶養手当とは

身体もしくは精神に障がいのある児童を監護または養育する人に支給されます。支給額は障がいの程度により異なります。

### ◆受給手続き

手当を受けるには窓口で請求手続きが必要です。詳しくは問い合わせください。

### 〈問い合わせ先〉

子育て支援センター  
(こゆりこども園内)  
☎45-4332

## 特別障がい者等 手当のお知らせ

身体または精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を必要とする状態にある特別障がい者及び重度障がい児に対して、負担軽減の一助として手当を支給しています。受給には申請が必要です。

### ◆特別障がい手当 対象

20歳以上の在宅の人で、障がいの程度がおおむね次のいずれかに該当し、特別障がい者手当認定基準を満たす場合  
① 重度の障がいを重複している状態  
② 重度身体障がいと重度知的・精神障がいを重複している状態  
③ 重度身体障がい(肢体不自由など)により日常生活の動作や行動が1人でほとんどできない状態  
④ 重篤な疾患により長期にわたって常時安静、就寝を要する状態

### 【給付額】

月額 27,980円

### ◆障がい児福祉手当 対象

20歳未満の在宅の人で、障がいの程度がおおむね次のいずれかに該当し、障がい児福祉手当認定基準を満たす場合  
① 特別児童扶養手当1級程度  
② 療育手帳A(おおむねIQ 20以下)  
③ 重度知的・精神障がいにより日常生活の動作や行動が1人でほぼできない状態

④ 重篤な疾患により長期にわたって常時安静、就寝を要する状態

### 【給付額】

月額 15,220円

### ◆注意事項

○申請時に診断書や戸籍謄本・住民票などが必要になります。また、所得制限があります。  
○障がい手帳を持っていない人でも支給要件と同様の状態であれば対象となる場合があります。  
※詳しくは左記まで問い合わせください。

### 〈申請・問い合わせ先〉

福祉介護課 福祉係  
☎45-2214

## 乳がん集団検診を実施します

乳がんは早期治療により高い確率で治すことができます。2年に一度は乳がん検診を受診するようにしましょう。



### ◆対象者

- ① 満40歳以上の女性で、令和4年度に町の検診を受診していない人及び、助成事業を受けていない人。
- ② 健康増進課 健康支援係
- ③ バスタオル

健康増進課 健康支援係  
☎45-4532

### 〈問い合わせ先〉

## 子宮頸がん集団検診の日程

実施日	7月10日(月)	
受付時間	午前9時30分～ 10時30分	午後0時45分～ 1時45分
会場	さゆり公園体育館	
対象地区	野沢地区、尾野本地区	群岡地区、新郷地区、奥川地区

子宮頸がんは、早期発見・早期治療によりほぼ完治する病気です。また、あらかじめ予防する事もできます。忘れずに検診を受け、早期発見に努めましょう。

## 子宮頸がん集団検診を実施します

なお、本年度の申込者には健康づくり協力を通じて、子宮頸がん検診の受診録を配付しています。

### ◆注意事項

検診受診時は、受診録およびスカートを着用または持参してください。

### 〈問い合わせ先〉

健康増進課 健康支援係  
☎45-4532

## 農作業中の熱中症に注意

県内では、熱中症が原因で亡くなる人が、毎年数人います。熱中症は農作業中にも発生しており、例年5月上旬から熱中症の危険が高まります。普段から天気予報を確認し、こまめな水分補給や帽子をかぶるなどの熱中症対策にしっかりと取り組みましょう。

### 〈問い合わせ先〉

農林振興課 農政係  
☎45-4531



## 電子・加熱式たばこの分別について

町では、ごみとして出された電子・加熱式たばこを安全に処分するため、分別方法に次のように定めています。

### ◆電池が取り外せるもの

電子・加熱式たばこの分別を誤った場合、ごみ処分の工程で発火し、ケガや火災の原因となる恐れがありますので、適切な分別に皆さんの協力をお願いします。

### ◆電池が取り外せないもの

本体に燃やせないごみ電池、乾電池回収用ボックス、乾電池回収用ボックスは、※乾電池回収用ボックスは、町役場、保健センター入口、新郷連絡所、奥川所に、奥川所に設置してあります。

### 〈問い合わせ先〉

町民税務課 町民生活係  
☎45-2215



## パソコン・プリンター・携帯電話機などの使用済み小型家電を町役場で回収します

町では、限られた資源をリサイクルするため、使用済み小型家電の一部を拠点回収します。

町役場町民税務課の環境・消防・交通窓口に回収箱(下写真)を設置していますので、ご利用ください。



### ◆注意事項

- 電球、コピー機(スキャナー)、オーディオ機器のセパレートスピーカーなどのスピーカー単体は対象外です。
- 液晶モニターとインクジェットプリンターは再利用品として扱います。液晶漏れ・割れなどの製品の変形、ケーブルの切断・破損のあるものは取扱不可となります。
- 電池やインクカートリッジは、別に回収しています。

〈問い合わせ先〉 町民税務課 町民生活係 ☎45-2215

## 乳がん集団検診の日程

実施日	7月7日(金)		7月21日(金)	
受付時間	午前の部 午後0時45分～2時	午前9時～11時		
会場	さゆり公園体育館			

受診には電話申込が必要です。(受付期間6月14日～16日)  
詳しくは協力員から配付されたチラシを確認ください。

開催日程（会場：会津保健福祉事務所）

	学科講習	実技講習
第3回	7月19日（水）午前	7月26日（水）午前
第4回	9月13日（水）午前	9月20日（水）午前
第5回	11月8日（水）午後	11月15日（水）午後

県では、飼い主の皆さんに適切な飼育をしてもらうため、飼い犬のしつけ教室を開催しています。学科講習と実技講習があり、受講料は無料です。詳しくは下記まで問い合わせください。



飼 い 犬 の  
し つ け 教 室 を  
開 催 し て い ま す

- ◆**軽減制度対象**  
○住宅用の土地を取得してから3年以内に住宅を新築（中古住宅の場合は1年以内に取得）した場合  
○住宅を取得してから1年以内にその住宅用の土地を取得した場合  
※ただし、住宅（住宅用附属家を含む）の総床面積が50㎡以上240㎡以下であること。
- ◆**その他制度**  
○三世代同居・近居住宅を取得した時の「軽減措置」  
○災害にあった時や公共事業で収容された時などの「減免」

不動産取得税の  
軽減制度を  
活用しましょう

〈申込・問い合わせ先〉  
動物愛護センター会津支所  
☎0242-29-5517

東北電力から  
ダム放流警報に関するお願い

発電所やダムから水を流した時の水難事故を防ぐため、各所に注意札を立てています。水を流すときはスピーカーやサイレンによってお知らせします。河原にいますと非常に危険ですので、すぐ安全な場所に移動するようお願いいたします。

次の時に **スピーカー** を鳴らします

- ①ダムから初めて水を流す約10分前
- ②発電所から初めて水を流す約10分前
- ③発電所の出力を増やし水を多く流すとき

次の時に **サイレン** を鳴らします

ダムの放流量が

- ①毎秒1,500㎡に達したとき
- ②毎秒3,000㎡に達したとき
- ③洪水量オーバー後毎秒1,000㎡増加毎

〈問い合わせ先〉

東北電力株式会社 阿賀野川ダム管理所  
☎47-2006

税



これらの制度は、本人の申請により減額・減免する制度であるため、該当すると思われる人は、詳しい要件及び必要書類について左記まで問い合わせください。

〈問い合わせ先〉  
県会津地方振興局 県税部  
不動産取得税チーム  
☎0242-29-5254

POLICE  
メールふくしま

県警察本部では、県民の皆さんが安全で安心な生活を送るために必要な情報を、パソコンやスマートフォンにメール配信しています。

登録は無料で、下記のQRコードを読み取るか、メールアドレスに空メールを直接送って登録ができます。

☎0241-22-5111  
県警察本部 生活安全企画課  
☎024-522-2151



▲QRコードを読み取り、案内ページの指示に従い登録してください。

◆さまざまな情報が届きます  
なりすまし詐欺情報、犯罪発生情報、不審者情報、地域安全情報、交通安全情報、防犯情報 など

〈問い合わせ先〉  
喜多方警察署  
☎0241-22-5111  
県警察本部 生活安全企画課  
☎024-522-2151

明るく 住みよい

まちづくりのために

西会津町議会議員一般選挙

投票日 6 / 25 日

期日前投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

期 間：6月21日（水）～6月24日（土）  
時 間：午前8時30分～午後8時  
場 所：期日前投票所（町役場前）

※投票所入場券をお持ちください

〈問い合わせ先〉 西会津町選挙管理委員会 ☎45-2211